

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 28 日 本紙第 5484 号 3 ページ
【法令番号】	平成 23 年 1 月 28 日 政令第 10 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	平成 23 年 5 月 1 日から施行
【制定の根拠】	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none"><li>1 土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水のそれぞれの土砂災害の発生原因について、緊急調査を行うべき重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況を定める。（第 8 条関係）</li><li>2 緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象として、土石流及び河道閉塞による湛水を定める。（第 9 条関係）</li></ol>
【改正される法令】	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号） 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）